

2026 年 7 月 3 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

IB・EB関連規定の一部改定について

平素より、西日本シティ銀行の IB・EB サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、下記のとおりご利用規定を一部改定しますので、お知らせします。

記

1. 改定日（効力発生日）

2026 年 8 月 3 日（月）

2. 改定対象規定

- ・EB サービスご利用規定
- ・「NCB ビジネスダイレクト」ご利用規定

3. 改定内容

（1）EB サービスご利用規定

第 8 条および第 9 条の「当行からの解約」事由に、「契約者の当行に対する債権（回収代金）について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき」を追加します。

あわせて、以降の号番号を繰り下げます。また、規定内の「手形交換所」の名称を「電子交換所」に改めます。

改定前	改定後
第 8 条 口座振替の取扱(当行のみ) (中略) (13)受託事務の解約または一時停止 ①契約者からの解約（中略） ②当行からの解約 契約者に次の各号の事由が 1 つでも生じた場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。 ア. 破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき イ. 手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき	第 8 条 口座振替の取扱(当行のみ) (中略) (13)受託事務の解約または一時停止 ①契約者からの解約（中略） ②当行からの解約 契約者に次の各号の事由が 1 つでも生じた場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。 ア. 破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき <u>イ. 契約者の当行に対する債権（回収代金）について、仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき</u> ウ. 電子交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

ウ. 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき エ. 相続の開始があったとき オ. 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき カ. 1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき キ. 解散、その他営業活動を休止したとき ク. 当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき ケ. 本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合 コ. 契約者、当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合 サ. その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合 (中略) 第9条 口座振替の取扱い(Q ネット代金回収サービス) (中略) 14 解約 ① 契約者からの解約 (中略) ② 当行からの解約 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。 ア. 破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき イ. 手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき ウ. 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき エ. 相続の開始があったとき	エ. 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき オ. 相続の開始があったとき カ. 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき キ. 1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき ク. 解散、その他営業活動を休止したとき ケ. 当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき コ. 本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合 サ. 契約者、当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合 シ. その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合 (中略) 第9条 口座振替の取扱い(Q ネット代金回収サービス) (中略) 14 解約 ① 契約者からの解約 (中略) ② 当行からの解約 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。 ア. 破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき <u>イ. 契約者の当行に対する債権(回収代金)について、仮差押、保全差押または差押の命令通知が發送されたとき</u> <u>ウ. 電子交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</u> エ. 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき オ. 相続の開始があったとき
--	--

オ. 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき カ. 1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき キ. 解散、その他営業活動を休止したとき ク. 当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき ケ. 本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合 コ. 契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合 サ. その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合 (中略) 第 10 条 (中略) 10 契約解除 (中略) ②契約者または当行のいずれかについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、相手方是何らの催告を要せずに即時本取扱いを解除することができるものとします。この場合には前項ただし書を準用するものとします。 ア. 支払の停止、または破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき イ. 手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (中略)	カ. 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき キ. 1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき ク. 解散、その他営業活動を休止したとき ケ. 当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき コ. 本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合 サ. 契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合 シ. その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合 (中略) 第 10 条 (中略) 10 契約解除 (中略) ②契約者または当行のいずれかについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、相手方是何らの催告を要せずに即時本取扱いを解除することができるものとします。この場合には前項ただし書を準用するものとします。 ア. 支払の停止、または破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき イ. 電子交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (中略)
---	---

(2)「NCBビジネスダイレクト」ご利用規定

第 5 条および第 6 条の「当行からの解約」事由に、「契約者の当行に対する債権（回収代金）について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき」を追加します。

あわせて、以降の号番号を繰り下げます。

改定前	改定後
1. NCB ビジネスダイレクト[ダイレクト照会・振込サービス] (中略)	1. NCB ビジネスダイレクト[ダイレクト照会・振込サービス] (中略)

2. NCB ビジネスダイレクト[ダイレクター一括振込] (中略) 第5条 口座振替の取扱い(当行のみ) (中略) 13.受託事務の解約または一時停止 (1)契約者からの解約 (中略) (2)当行からの解約 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。 ①破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき ②電子交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき ③住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき ④相続の開始があったとき ⑤支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき ⑥1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき ⑦解散、その他営業活動を休止したとき ⑧当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき ⑨本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合 ⑩契約者、当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合 ⑪その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合 (中略)	2. NCB ビジネスダイレクト[ダイレクター一括振込] (中略) 第5条 口座振替の取扱い(当行のみ) (中略) 13.受託事務の解約または一時停止 (1)契約者からの解約 (中略) (2)当行からの解約 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。 ①破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき ②<u>契約者の当行に対する債権(回収代金)について、仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき</u> ③電子交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき ④住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき ⑤相続の開始があったとき ⑥支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき ⑦1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき ⑧解散、その他営業活動を休止したとき ⑨当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき ⑩本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合 ⑪契約者、当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合 ⑫その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合 (中略)
--	---

第6条 口座振替の取扱い(Qネット代金回収サービス) (中略) 14. 解約 (1)契約者からの解約 (中略) (2)当行からの解約 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。 ①破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき ②電子交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき ③住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき ④相続の開始があったとき ⑤支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき ⑥1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき ⑦解散、その他営業活動を休止したとき ⑧当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき ⑨本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合 ⑩契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合 ⑪その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合 (中略)	第6条 口座振替の取扱い(Qネット代金回収サービス) (中略) 14. 解約 (1)契約者からの解約 (中略) (2)当行からの解約 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。 ①破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき ②<u>契約者の当行に対する債権(回収代金)について、仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき</u> ③電子交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき ④住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき ⑤<u>相続の開始があったとき</u> ⑥支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき ⑦1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき ⑧解散、その他営業活動を休止したとき ⑨当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき ⑩本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合 ⑪契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合 ⑫その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合 (中略)
---	---

4. ホームページ掲載について

改定後のご利用規定は、2026年8月3日より当行ホームページに掲載します。

以 上